

「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を製造している 酒類製造者の方へ②

酒類製造者が製造する「高濃度エタノール製品」に該当する酒類のうち、一定の要件を満たしたものを酒税法上の「不可飲処置」が施されたものとして承認する取扱いについて、同一の製品ごとに包括的な承認を行い、出荷実績については納税申告期限までに事後的に報告ができるよう手続きを見直しました。

5月1日以降に承認の手続きを受けられた方についても、追加的な負担なく、新しい手続きに移行できます。

今後は、次ページ以降の手続きに沿って、申請等を行ってください。

【見直しのポイント】

- 製品の出荷前までに提出するものは、製品の概要のみとし、同一製品について初回出荷時に限り提出いただき、包括的に承認することとしました。
- 出荷実績は事後（1か月分をまとめて納税申告期限まで）に報告いただくこととしました。（この報告により、酒税が課されないこととなります。）
- 管理番号について、事業者による任意の番号としました。

1 手続きの流れ

①

都道府県等の衛生主管部(局)に次の事項を相談し、指示・指導等を受けてください。

- ・ 製造しようとする「高濃度エタノール製品」の仕様(スペック)に関する事項
- ・ 「高濃度エタノール製品」として製品ラベルに表示すべき事項(使用上の注意事項等)
- ・ 当該地域における、特定の医療機関等への出荷要請等の有無
- ・ その他「手指消毒用エタノール」の代替品としての観点からの留意事項等



②

市町村の消防本部に次の事項を相談し、指示・指導等を受けてください。

- ・ 危険物の製造・取扱いに関する遵守事項
- ・ 危険物として製品ラベルに表示すべき事項(保管・取扱い上の注意事項等)
- ・ その他危険物としての観点からの留意事項等



③

この資料の「2 承認の要件」及び「3 誓約事項」を全て満たせることを確認してください。



※ ①～③は併行して進めることができます。

④

「高濃度エタノール製品に該当する酒類の不可飲処置に係る包括的承認申請書（様式3）」（別添資料2の記載例を参照）を作成し、承認の適用を受ける製品の初めての出荷を予定する日までに、酒類製造場を所轄する税務署長宛に申請書を2部提出してください。

※ 同一製品（酒類の品目、原材料、製法、アルコール分、容器の表示及び容器の容量が同一の場合をいう。）であれば、初回出荷時の1回だけの提出で構いません。



⑤

後日、承認通知書が発行されます。この後の手続きで、承認日及び承認番号が必要となりますので、紛失しないよう保存してください。



⑥

承認を受けた製品の出荷後、「不可飲処置を行った高濃度エタノール製品に該当する酒類に係る報告書（様式4）」（別添資料3の記載例を参照）を、出荷した日の属する月の翌月末日までに酒類製造場を所轄する税務署長宛に1部提出してください。

※ 同一製品を繰り返し出荷する場合は、出荷があった月ごとにこの手続きを行ってください。なお、製品ラベル及び製品写真については、変更がない限り初回の報告時のみの添付で構いません。

（注）不明点があれば、酒類製造場が所在する地域を担当する「酒類指導官設置税務署」の「酒類指導官」にご相談ください。（連絡先は別添資料1を参照）

見直し前に承認を受けた方へ

- 見直し前の次の申請書等については、廃止します。
 - ・ 高濃度エタノール製品に該当する酒類に係る不可飲処置承認申請書（様式1）
 - ・ 高濃度エタノール製品に関する不可飲処置変更報告書（様式2）

- 5月1日以降、「様式1」により申請し承認を受け、その出荷の後も引き続き同一製品を出荷する場合には、新たな申請等の手続は不要です。

承認済みの「様式1」により、今回の包括承認を受けたものとみなして取り扱います。

（注）承認の要件、誓約事項や管理番号の取扱いについて変更していますので、よくご確認いただいた上で、出荷等の手続を行ってください。

- 5月中に出荷した実績については、⑥の手続きの「様式4」により、1か月分をまとめて6月末日までに報告してください。

- 見直し前は、製品ラベルを出荷前に提出いただいていたのですが、見直し後は出荷後の報告時（「様式4」の添付書類）に変更しています。

なお、製品ラベルを「様式1」で提出いただいている場合は、再度「様式4」へ添付する必要はありません。

2 承認の要件

承認を受けるには、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 承認を受けようとする製品が、厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」であり、当該取扱いに従い使用者の責任において「手指消毒用エタノール」の代替品として手指消毒に使用されるものであること。
- ② 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の製造・販売に関して、都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に事前かつ確実に相談し、その指示・指導等に従っていること。
- ③ 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の容器表示が、「4必要表示事項」を満たしていること。
- ④ 自治体等から、手指消毒用エタノールが不足しているとして特定の医療機関等への提供要請等がある場合は、優先して応じること。また、医療機関等から提供要請がある場合等、地域の実情を踏まえ、必要性の高い施設等に優先的に提供すること。
- ⑤ 承認を受けた製品の出荷後、出荷した日の属する月の翌月末日までに酒類製造場を所轄する税務署長宛に出荷先、出荷量等の報告を行うこと。
- ⑥ 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の製造者が、承認に際して「3誓約事項」の誓約を行うこと。

(注) 見直し前のものから、③の項目を変更し、⑤の項目を追加しています。

3 誓約事項

承認を受けるには、出荷を予定する日までに提出する申請において、次の事項を誓約する必要があります。

なお、「2 承認の要件」やこの誓約事項に違反する事実が認められた場合には、出荷した製品は酒類として課税となる可能性があります。また、以後の本件承認を受けることができないこととなります。

- ① 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」について、厚生労働省が定める取扱いに従い、製造・販売すること。
- ② 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」について、製造業者は製造物責任法上の製造物責任を負うことを認識していること。
- ③ 承認を受けた製品の出荷実績の報告が行われない場合は、その月に出荷した当該製品に酒税が課されることに同意すること。
- ④ 管理番号、出荷量、出荷先及び出荷時期に関して記帳を行うとともに、税務署からの問い合わせに応じること。
- ⑤ この承認の要件に違反する事実が認められた場合には、この取扱いの適用を打ち切り、以後の本件承認を受けることができないことに同意すること。
- ⑥ 出荷先に対して、次の事項の遵守を徹底させること。
 - ・ 厚生労働省が定める「高濃度エタノール製品」の使用に係る取扱いに従うこと。
 - ・ やむを得ない場合に限り、使用者の責任において手指消毒に使用すること。
 - ・ 使用、保管及び取扱い上の注意事項を遵守すること。
 - ・ 手指消毒用エタノールの代替品として手指消毒に使用し、決して飲用しないこと。
 - ・ 詰め替えや表示の書き換え等により酒類等として転売等をしていないこと（酒税法違反として刑事罰の対象となること。）。

(注) 見直し前のものから、③、④の項目を追加し、⑤の項目を変更しています。

4 必要表示事項

承認を受けようとする酒類には、次の表示を行ってください。
 (別添資料4 表示例を参照)

表示事項	表示方法等
「飲用不可」の表示	容器の主たる商標を表示する側の 胴部に、次の大きさの黒地の中に白 文字で明瞭に記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ℓ 以下の容器 50mm 以上×15mm 以上(縦横 問わず) ・ 1 ℓ 超の容器 80mm 以上×25mm 以上(縦横 問わず)
「高濃度エタノール製品」 の表示	容器に次の文字の大きさと記載す ること <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ℓ 以下の容器 14ポイント以上の大きさ ・ 1 ℓ 超の容器 16ポイント以上の大きさ
「飲用することはできません」 の表示	
管理番号 ^(注)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理番号は製造者が決める任意の ものとする ・管理番号の途中で改行や空白の挿 入をせず、一列で明瞭に記載すこ と
製造者の氏名又は名称	容器の任意の場所に表示する
製造場の所在地	
内容量	
アルコール分	
原材料	可能な限り表示する
使用・保管・取扱いに関して 表示が必要な事項	都道府県等の衛生主管部(局)及び市 町村の消防本部に相談し、指示・指 導等に従って表示する

(注) 以前の手続から、管理番号の規定のみを変更しました。

5 管理番号について

管理番号は、出荷先や出荷した時期が特定できるよう、製造者自身で任意のものを決めてください。

どのような番号を付番してよいかわからない場合は、「酒類指導官」にご相談ください。

(注) 管理番号は、本製品が手指消毒用エタノールの代替品として用いられるものであり、飲用不可であるという趣旨に鑑み、飲用される等の問題が生じた場合、流通ルートを特定し、必要な対応を行うために必要です。

6 本件を取り扱う期間

本件は、厚生労働省が臨時的・特例的な対応として「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限り取り扱います。

なお、厚生労働省が当該取扱いを変更する場合、本件も変更する可能性があります。

7 包括的承認の適用期間

本件で行う包括的承認は、承認の適用を受ける製品の初めての出荷を予定する日から、税務署長が別途通知する承認の適用終了日の間まで適用します。

税務署長の通知は、原則として、「6本件を取り扱う期間」に応じで行うこととしておりますが、「2承認の要件」や「3誓約事項」に違反した場合には、直ちに承認の適用を終了する通知を行う場合があります。

8 出荷後に申請する場合の取扱い

- 不可飲処置の承認は、出荷するまでの事前手続きにより行われることが基本ですが、緊急的な注文に対応するためなどのやむを得ない事情がある場合は、「酒類指導官」にご相談いただくことにより、出荷後の申請によっても承認を受けることができることとします。

(注) 見直し前は、5月15日までに出荷するものに限るとしていました。

- 事後の申請により承認を受ける場合であっても、「2承認の要件」のうち、③について対応が困難な場合には、出荷先に対し、必要表示事項を確実に周知するとともに、出荷先から使用者等にも周知するよう依頼してください。

また、「3誓約事項」の⑥の出荷先に対する注意事項の徹底を確実に行ってください。(別添資料5を参考にしてください。)

※ この取扱いが徹底されない場合、本件承認の適用を打ち切り、以後の本件承認を行わない可能性があります。

9 留意事項

記帳義務

- 1 当該承認を受ける酒類の原材料及び製法については、通常の種類と同様に確実に記帳してください。
- 2 当該承認を受けた製品を出荷する場合は、次の項目について記帳してください。
 - 出荷年月日
 - 「高濃度エタノール製品」である旨及び管理番号
 - 出荷先の所在地及び名称

その他の留意事項

- 1 この承認の要件に違反する事実が認められた場合には、この取扱いの適用を打ち切り、以後の本件承認は行いません。
- 2 出荷先等において、詰め替えや表示の書き換え等により酒類等として転売等をした場合は、酒税法違反（無免許製造・無免許販売等）となります。さらに、当該行為を酒類事業者が行った場合は、免許を取り消す可能性があります。
（酒税法違反の罰則）
 - 無免許製造（10年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
 - 無免許販売（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- 3 当該承認を受けた製品の販売に当たっては、厚生労働省が、一般家庭における「高濃度エタノール製品」の使用は原則として推奨しない（石鹸による手洗いを推奨する。）としていることに留意してください。
- 4 この「その他の留意事項」については、出荷先（インターネット等での販売も含む。）にも周知してください。（別添資料5を参考にしてください。）

（注）見直し前のものから、その他の留意事項の1を変更していません。

【酒類指導官設置税務署】

【札幌国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
札幌北	札幌中、札幌南、札幌西、札幌東、小樽、室蘭、岩見沢、苫小牧、倶知安、余市、浦河	001-0031	札幌市北区北31条西7丁目3番1号	011-707-5111
函館	八雲、江差	040-0014	函館市中島町37番1号	0138-31-3171
旭川中	旭川東、北見、網走、留萌、稚内、紋別、名寄、滝川、深川、富良野	078-8504	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎	0166-90-1451
釧路	帯広、根室、十勝池田	085-8515	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-31-5100

【仙台国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
青森	弘前、八戸、黒石、五所川原、十和田、むつ	030-0861	青森市長島1丁目3番5号 青森第二合同庁舎	017-776-4241
盛岡	宮古、花巻、久慈、二戸	020-8677	盛岡市本町通3丁目8番37号	019-622-6141
一関	大船渡、水沢、釜石	021-0877	一関市城内3番2号 一関合同庁舎	0191-23-4205
仙台北	仙台中、仙台南、石巻、塩釜、大河原	980-8402	仙台市青葉区上杉1丁目1番1号	022-222-8121
古川	気仙沼、築館、佐沼	989-6185	大崎市古川旭6丁目2番15号	0229-22-1711
秋田南	秋田北、能代、横手、大館、本荘、湯沢、大曲	010-8622	秋田市中通5丁目5番2号	018-832-4121
山形	米沢、新庄、寒河江、村山、長井	990-8606	山形市大手町1番23号	023-622-1611
鶴岡	酒田	997-0033	鶴岡市泉町5番70号	0235-22-1401
福島	相馬、二本松	960-8620	福島市森合町16番6号	024-534-3121
会津若松	喜多方、田島	965-8686	会津若松市城前1番82号	0242-27-4311
郡山	いわき、白河、須賀川	963-8655	郡山市堂前町20番11号	024-932-2041

【関東信越国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
水戸	日立、土浦、古河、下館、竜ヶ崎、太田、潮来	310-8666	水戸市北見町1番17号	029-231-4211
宇都宮	足利、栃木、佐野、鹿沼、真岡、大田原、氏家	320-8655	宇都宮市昭和2丁目1番7号	028-621-2151
前橋	高崎、桐生、伊勢崎、沼田、館林、藤岡、富岡、中之条	371-8686	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027-224-4371
熊谷	川越、行田、秩父、所沢、本庄、東松山	360-8620	熊谷市仲町41番地	048-521-2905
浦和	川口、西川口、大宮、春日部、上尾、越谷、朝霞	330-9590	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-5400
新潟	新津、巻、新発田、村上、佐渡	951-8685	新潟市中央区西大畑町5191番地	025-229-2151
長岡	三条、柏崎、小千谷、十日町、糸魚川、高田	940-8654	長岡市千歳1丁目3番88号 長岡地方合同庁舎	0258-35-2070
長野	上田、信濃中野、佐久	380-8612	長野市西後町608番地の2	026-234-0111
松本	飯田、諏訪、伊那、大町、木曾	390-8710	松本市城西2丁目1番20号	0263-32-2790

【東京国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
千葉東	千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原	260-8577	千葉市中央区祐光1丁目1番1号	043-225-6811
松戸	市川、船橋、柏	271-8533	松戸市小根本53番地の3	047-363-1171
成田	銚子、佐原、東金	286-8501	成田市加良部1丁目15番地	0476-28-5151
神田	麹町、日本橋、京橋、四谷、新宿、小石川、本郷、中野、杉並、荻窪	101-8464	千代田区神田錦町3-3	03-4574-5596
品川	芝、麻布、荏原、目黒、大森、雪谷、蒲田、世田谷、北沢、玉川、渋谷	108-8622	港区高輪3丁目13番22号	03-3443-4171
浅草	東京上野、本所、向島、江東西、江東東、足立、西新井、葛飾、江戸川北、江戸川南	111-8602	台東区蔵前2丁目8番12号	03-3862-7111
豊島	王子、荒川、板橋、練馬東、練馬西	171-8521	豊島区西池袋3丁目33番22号	03-3984-2171
立川	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山	190-8565	立川市緑町4番地の2 立川地方合同庁舎	042-523-1181
横浜中	保土ヶ谷、横浜南、戸塚、横須賀、鎌倉	231-8550	横浜市中区山下町37番地9号 横浜地方合同庁舎	045-651-1321
川崎北	鶴見、神奈川、緑、川崎南、川崎西	213-8503	川崎市高津区久本2丁目4番3号	044-852-3221
厚木	平塚、藤沢、小田原、相模原、大和	243-8577	厚木市水引1丁目10番7号	046-221-3261
甲府	山梨、大月、鯉沢	400-8584	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎	055-254-6105

【金沢国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
富山	高岡、魚津、砺波	930-8530	富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎	076-432-4191
金沢	七尾、小松、輪島、松任	920-8505	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-261-3221
福井	敦賀、武生、小浜、大野、三国	910-8566	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-23-2690

【名古屋国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜北	岐阜南、大垣、高山、多治見、関、中津川	500-8711	岐阜市千石町1丁目4番地	058-262-6131
静岡	清水、沼津、熱海、三島、島田、富士、藤枝、下田	420-8606	静岡市葵区追手町10番88号	054-252-8111
浜松西	浜松東、磐田、掛川	430-8585	浜松市中区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎	053-555-7111
名古屋中村	名古屋西、中川、一宮、半田、津島	453-8686	名古屋市中村区太閤3丁目4番1号	052-451-1441
名古屋中	千種、名古屋東、名古屋北、昭和、尾張瀬戸、小牧	460-8522	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-962-3131
熱田	豊橋、岡崎、刈谷、豊田、西尾、新城	456-8711	名古屋市熱田区花表町7番17号	052-881-1541
津	四日市、伊勢、松阪、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲	514-8545	津市桜橋2丁目99番地	059-228-3131

【大阪国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
大津	彦根、長浜、近江八幡、草津、水口、今津	520-8510	大津市京町3丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎	077-524-1111
上京	左京、中京、東山、下京、右京、園部	602-8555	京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358	075-441-9171
伏見	宇治	612-0084	京都市伏見区鍵屋町	075-641-5111
福知山	舞鶴、宮津、峰山、豊岡、和田山、柏原	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目37番地	0773-22-3121
東	大阪福島、西淀川、東成、旭、城東、東淀川、北、大淀、枚方、門真	540-8557	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6942-1101
南	西、港、天王寺、浪速、生野、阿倍野、住吉、東住吉、西成	542-8586	大阪市中央区谷町7丁目5番23号	06-6768-4881
堺	岸和田、泉大津、泉佐野	590-8550	堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎	072-238-5551
茨木	豊能、吹田	567-8565	茨木市上中条1丁目9番21号	072-623-1131
東大阪	八尾、富田林	577-8666	東大阪市永和2丁目3番8号	06-6724-0001
神戸	兵庫、長田、須磨、洲本	650-8511	神戸市中央区中山手通2丁目2番20号	078-391-7161
姫路	相生、龍野	670-8543	姫路市北条1丁目250番地	079-282-1135
明石	加古川、西脇、三木、社	673-8555	明石市田町1丁目12番1号	078-921-2261
西宮	灘、尼崎、芦屋、伊丹	662-8585	西宮市江上町3番35号	0798-34-3930
奈良	葛城、桜井、吉野	630-8567	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-26-1201
和歌山	海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅	640-8520	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073-424-2131

【広島国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取	米子、倉吉	680-8541	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-2141
松江	浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷	690-8505	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-21-7711
岡山東	岡山西、西大寺、瀬戸、児島、倉敷、玉島、津山、玉野、笠岡、高梁、新見、久世	700-8655	岡山市北区天神町3番23号	086-225-3141
広島東	広島南、広島西、広島北、呉、三次、庄原、廿日市、海田、吉田	730-0012	広島市中区上八丁堀3番19号	082-227-1155
西条	竹原、三原、尾道、福山、府中	739-8615	東広島市西条昭和町16番8号	082-422-2191
山口	下関、宇部、萩、徳山、防府、岩国、光、長門、柳井、厚狭	753-8509	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-922-1340

【高松国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
徳島	鳴門、阿南、川島、脇町、池田	770-0847	徳島市幸町3丁目54番地	088-622-4131
高松	丸亀、坂出、観音寺、長尾、土庄	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-861-4121
松山	今治、宇和島、八幡浜、新居浜、伊予西条、大洲、伊予三島	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-941-9121
高知	安芸、南国、須崎、中村、伊野	780-0061	高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-1123

【福岡国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
小倉	門司、若松、八幡、行橋	803-8602	北九州市小倉北区大手町13番17号	093-583-1331
博多	香椎、福岡、西福岡、直方、飯塚、田川、筑紫、壱岐、厳原	812-8706	福岡市東区馬出1丁目8番1号	092-641-8131
久留米	大牟田、甘木、八女、大川	830-8688	久留米市諏訪野町2401の10	0942-32-4461
佐賀	唐津、鳥栖、伊万里、武雄	840-8611	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎	0952-32-7511
長崎	佐世保、島原、諫早、福江、平戸	850-8678	長崎市松が枝町6番26号	095-822-4231

【熊本国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
熊本西	熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	860-8624	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-355-1181
大分	別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、宇佐、三重	870-8616	大分市中島西1丁目1番32号	097-532-4171
宮崎	都城、延岡、日南、小林、高鍋	880-8666	宮崎市広島1丁目10番1号	0985-29-2151
鹿児島	川内、鹿屋、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	890-8691	鹿児島市荒田1丁目24番4号	099-255-8111
大島	—	894-8677	奄美市名瀬長浜町1番1号 名瀬地方合同庁舎	0997-52-4321

【沖縄国税事務所管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
那覇	宮古島、石垣、北那覇、名護、沖縄	900-8543	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101

(記載例)

酒税

高濃度エタノール製品に該当する酒類の不可飲処置に係る包括的承認申請書

2 通 提 出	収受印		整理番号	※
	令和〇年〇月〇日	申請者 税務署長 殿	(住所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1番2号	(電話) 〇〇-〇〇〇〇局 〇〇〇〇番
			(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名) マルマルシュゾウカブシキガイシャ 〇〇酒造株式会社 代表取締役 〇〇一郎 印	
			(法人番号) <small>税務署提出用2通のうち1通のみに記載してください。 個人の方は、個人番号の記載は不要です。</small>	
厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」について、酒税法第50条第1項第6号に定める不可飲処置の承認を受けたいので、酒税法施行令第56条第4項の規定により申請します。 記				
製造場の所在地及び名称	〇〇県〇〇市〇〇町1番2号 〇〇酒造株式会社 〇〇蔵		初回出荷する日を記載してください。 ※出荷後に申請する場合は、初回出荷した日を記載してください。	
対象酒類	別紙1、別紙2のとおり			
適用期間	令和 2年 5月 15日から税務署長が別途通知する承認の適用終了日までの間			
承認要件等チェック欄				
① 承認を受けようとする製品が、厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」であり、当該取扱いに従い使用者の責任において「手指消毒用エタノール」の代替品として手指消毒に使用されるものであること。			☑適・☐不適	
② 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の製造・販売に関して、都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に事前かつ確実に相談し、その指示・指導等に従っていること。			☑適・☐不適	
③ 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の容器表示が、必要表示事項を満たしていること。			☑適・☐不適	
④ 自治体等から、手指消毒用エタノールが不足しているとして特定の医療機関等への提供要請等がある場合は、優先して応じること。また、医療機関等から提供要請がある場合等、地域の実情を踏まえ、必要性の高い施設等に優先的に提供すること。			☑適・☐不適	
⑤ 承認を受けた製品の出荷後、出荷した日の属する月の翌月末日までに酒類製造場を所轄する税務署長宛に出荷先、出荷量等の報告を行うこと。			☑適・☐不適	
⑥ 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」の製造者が、承認に際して別紙3の誓約を行うこと。			☑適・☐不適	
※		東京酒第1号 令和■年■月■日 東京 税務署長 〇〇 〇〇 印		
酒税法第50条第1項の規定により上記の申請のとおり承認します。				

・この欄は税務署の担当者が記載しますので、申請の際には記載しないでください。
・承認する際に税務署から「承認日」及び「承認番号(例:東京酒第1号)」を通知しますので、様式4の報告書を作成する際に、別紙1の「製品の名称」と併せて記載してください。

原材料・製法

(製造工程、原材料の概要等)

原料用アルコール (1,000 ℓ、アルコール分95度、エキス分0度)



← 香料及び水 (250 ℓ) を加える

スピリッツ (1,250 ℓ、アルコール分75度、エキス分0度)

※ 製造方法申告書の添付でも可

誓約書

次のとおり誓約します。

- 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」について、厚生労働省が定める取扱いに従い、製造・販売すること。
- 承認を受けようとする「高濃度エタノール製品」について、製造業者は製造物責任法上の製造物責任を負うことを認識していること。
- 承認を受けた製品の出荷実績の報告が行われない場合は、その月に出荷した当該製品に酒税が課されることに同意すること。
- 管理番号、出荷量、出荷先及び出荷時期に関して記帳を行うとともに、税務署からの問い合わせに応じること。
- この承認の要件に違反する事実が認められた場合には、この取扱いの適用を打ち切り、以後の本件承認を受けることができないことに同意すること。
- 出荷先に対して、次の事項の遵守を徹底させること。
 - ・ 厚生労働省が定める「高濃度エタノール製品」の使用に係る取扱いに従うこと。
 - ・ やむを得ない場合に限り、使用者の責任において手指消毒に使用すること。
 - ・ 使用、保管及び取扱い上の注意事項を遵守すること。
 - ・ 手指消毒用エタノールの代替品として手指消毒に使用し、決して飲用しないこと。
 - ・ 詰め替えや表示の書き換え等により酒類等として転売しないこと。
(酒税法違反として刑事罰の対象となること。)

(申請者が個人の場合)

令和 年 月 日

(申請(申出・申告)者の住所)

(氏 名)

(申請者が法人の場合)

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(申請(申出)者の所在地) 〇〇県〇〇市〇〇町1番2号

(名称及び代表者氏名) 〇〇酒造株式会社 代表取締役 〇〇一郎



不可飲処置を行った高濃度エタノール製品に該当する酒類に係る報告書

1 通 提 出	令和○年○月○日		整理番号		※	
	収受印		(住所) 〒○○○-○○○ ○○県○○市○○町1番2号		(電話) ○○-○○○○局 ○○○○番	
	申請者 税務署長 殿		(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名) マルマルシュゾウカブシキガイシャ ○○酒造株式会社 代表取締役 ○○一郎 ㊞			
			(法人番号) <small>税務署提出用2通のうち1通のみに記載してください。 個人の方は、個人番号の記載は不要です。</small>			
製造場の所在地及び名称		○○県○○市○○町1番2号 ○○酒造株式会社 ○○蔵				
下記の「高濃度エタノール製品」の出荷状況等について報告します。 記						
○報告する「高濃度エタノール製品」						
承認日	令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日					
承認番号	東京酒 第 1 号					
製品の名称	△△△					
○出荷状況等						
出荷期間	令和 ○ 年 ○ 月分					
製品出荷本数	【 1, 000 】本 (個)					
出荷総量	【 500, 000 】mL					
施設区分ごとの 出荷実績	別紙のとおり					
製品ラベル表示 及び製品写真	別添として添付 (注) 変更しない限り初回の報告時のみ添付					
※ 税務署処理欄	番号確認		入力 年月 日		担当者印	

● 施設区分ごとの出荷実績

【医療機関】

出荷量 (施設区分ごとの合計)	製品出荷本数 【 600 】 本 (個) 出荷量 【 300,000 】 mL
出荷価格 (又は小売価格)	【 1,000 】 円 ※1単位(本、個)当たりの消費税抜き金額 ※出荷先により異なる場合は、出荷量が最も多いものの金額

【高齢者施設】

出荷量 (施設区分ごとの合計)	製品出荷本数 【 300 】 本 (個) 出荷量 【 150,000 】 mL
出荷価格 (又は小売価格)	【 1,000 】 円 ※1単位(本、個)当たりの消費税抜き金額 ※出荷先により異なる場合は、出荷量が最も多いものの金額

【その他】

出荷量 (施設区分ごとの合計)	製品出荷本数 【 100 】 本 (個) 出荷量 【 50,000 】 mL
出荷価格 (又は小売価格)	【 1,000 】 円 ※1単位(本、個)当たりの消費税抜き金額 ※出荷先により異なる場合は、出荷量が最も多いものの金額

製品ラベル表示及び製品写真

(注) 変更しない限り、初回の報告時のみ提出してください。

- 製品ラベルを貼付する
 - ※ 容器に複数貼付した場合は全てのラベル

<p>火気厳禁</p> <p>〇〇酒造 △△△(商品名) 高濃度エタノール製品</p> <p>飲用不可</p> <p>001232005</p>	<p><△△△(商品名)> 飲用することはできません。</p> <p>【使用・保管上の注意】</p> <p>本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒用に使用することが可能です。</p> <p>製造者: 〇〇酒造(株) 製造場所在地: 〇〇県〇〇市〇〇町1-2 内容量: 500ml アルコール分: 75度</p> <p>【原材料】 原料用アルコール、香料、.....</p>
---	---

- 製品写真を貼付する
 - ※ 製品正面側（主たる商標を表示した側）から、容器の全体が含まれるように写したものの1枚。



ラベル表示例イメージ

【①:主たる商標を表示する側】



市町村の消防本部に相談し、その指示・指導等に従って記載してください。

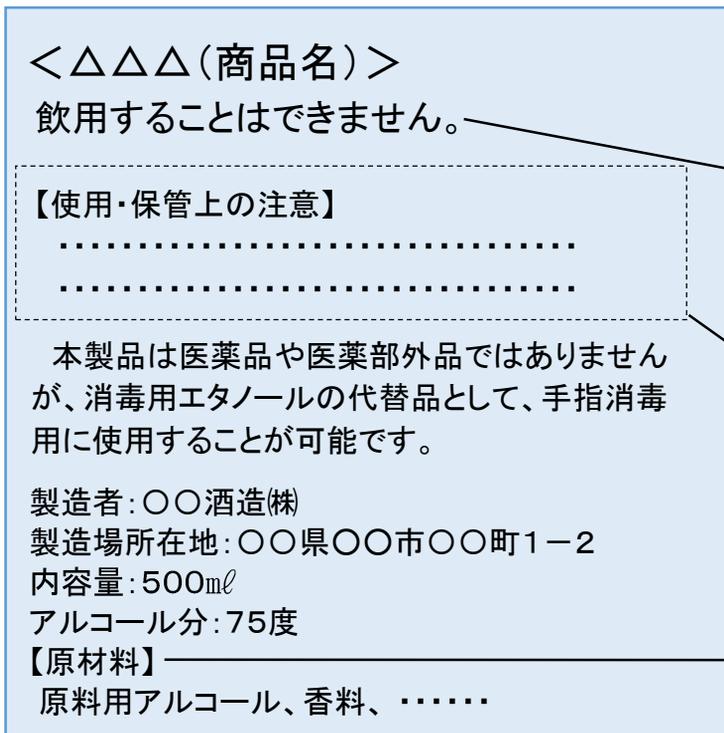
1ℓ以下の容量の容器については14ポイント以上の大きさ、1ℓ超の容量の容器については16ポイント以上の大きさを記載してください。

黒地の中に白文字で明瞭に記載してください(この表示は、主たる商標を表示する側に行う必要があります。)
 なお、容器の容量により必要な黒地の大きさは異なりますので、ご注意ください。

- ・1ℓ以下
50mm以上×15mm以上(縦横問わず)
 - ・1ℓ超
80mm以上×25mm以上(縦横問わず)
- ※「明瞭に」とは、黒地の大きさに見合った文字の大きさ及び書体であることをいいます。

管理番号は、出荷先や出荷した時期が特定できるよう、製造者自身で任意のものを決めてください。
 途中で改行や空白を挿入せず、一列で記載してください。

【②:①以外の側】



1ℓ以下の容量の容器については14ポイント以上の大きさ、1ℓ超の容量の容器については16ポイント以上の大きさを記載してください。

使用・保管上の注意事項については、都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に相談し、その指示・指導等に従って記載してください。

原材料については、可能な限り記載してください。

出荷先の方へ（周知事項）

この「高濃度エタノール製品」の取扱いに当たっては、以下の点にご留意ください。

- 1 厚生労働省が定める「高濃度エタノール製品」の使用に係る取扱いに従ってください。
- 2 やむを得ない場合に限り、使用者の責任において手指消毒に使用してください。
- 3 使用、保管及び取扱い上の注意事項を遵守してください。
- 4 手指消毒用エタノールの代替品として手指消毒に使用し、決して飲用しないでください。
- 5 厚生労働省が、一般家庭における「高濃度エタノール製品」の使用は原則として推奨しない（石鹸による手洗いを推奨する。）としていることに留意してください。
- 6 詰め替えや表示の書き換え等により酒類等として転売等をしないでください。転売等をした場合は、酒税法違反として刑事罰の対象となります。

（酒税法違反の罰則）

- 無免許製造：10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 無免許販売：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金